

大宜味村集落支援員業務仕様書
(芭蕉布推進集落支援員)

1. 趣旨

全国的な社会情勢の中、本村においても、人口の減少や少子高齢化が進行しており、雇用創出と定住促進、その他、様々な課題が山積している。

その課題解決のため、「大宜味村第5次総合計画」及び「大宜味村まち・ひと・しごと創世総合戦略」に掲げられている諸施策を具現化し取り組んでいく必要があることから、村内外からの意欲あふれる人材の積極的活用により、村の活性化に必要な施策を推進するとともに、村への定住・定着を促進するために、大宜味村集落支援員設置要綱に基づき、次のとおり「集落支援員」を配置する。

2. 業務概要

(1) 基本方針

沖縄を代表する伝統工芸品の1つに芭蕉布があり、現在は本村の喜如嘉にその伝統が受け継がれている。1974年に喜如嘉の芭蕉布が国の重要無形文化財に指定されており、大宜味村の4つのキーワードの1つにも「芭蕉布の里」として位置づけている。

このような伝統工芸としての歴史的価値もある中、現状は担い手の高齢化に伴う後継者の人材不足、観光対応や安定的で持続可能な生産基盤の取組が脆弱という課題がある。

そのような課題の解決のため地域と連携した推進コーディネーター役を担う。

(2) 地域設定

本村では、少子高齢化の課題解決に向けた過疎対策として、地域全体で取り組む必要があることから、設定する地域を「大宜味村全域」とする。

(3) 集落支援員の基本的な業務

- ① 集落の課題の把握
- ② 集落課題解決に向けた企画立案（集落の維持・活性化対策）
- ③ 集落のあり方に関する話合いの促進

(4) 主要業務

- ① 喜如嘉の芭蕉布を活かした特産品開発に関する業務
- ② 販路拡大に関する業務
- ③ 生産性向上に関する業務
- ④ 自立した経営を支える従事者開発促進に関する業務
- ⑤ 大宜味村 PR イベントに関する業務
- ⑥ 喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業制作物の活用に関する業務
- ⑦ 喜如嘉の芭蕉布に関する文献等の収集整理に関する業務
- ⑧ その他、趣旨及び業務概要基本方針に沿って必要な業務

(5) 報告書等

- ① 集落支援員として活動する勤務の都度、日報（様式第1号）として、その業務の概要その他必要と認める事項を記録する。
- ② 記録した事項について、集落支援員活動報告書（様式第2号）を作成し、毎月10日までに、当該月の前月分について、村長へ報告するものとする。
- ③ 報告書等は、10年間保管することとし、村長及び村担当職員の求めがある場合は、記録された内容について説明を行うこと。

3. 勤務条件等

- (1) 配 置 先 大宜味村企画観光課
住所 大宜味村字大兼久157番地
- (2) 雇用形態・身分 地方公務員特別職として大宜味村長が委嘱
- (3) 委嘱期間 2022年4月1日～2023年3月31日
(業務上必要がある場合、協議の上、更新可能)
- (4) 報 酬 月額210,000円(毎月15日支払い)
- (5) 手 当 等 大宜味村嘱託員に関する規程の定めるところによる。
- (6) 勤務時間 38時間45分/週(7時間45分/日)
- (7) 社会保険等 大宜味村嘱託員に関する規程の定めるところによる。
- (8) 貸 与 活動に必要な車輛、パソコンは貸与
- (9) そ の 他

4. その他

- (1) 集落支援員は、個人の利害関係に影響せず、常に公平な立場において活動を行うこと。
- (2) 個人情報の取扱い
集落支援員は、その職務上知り得た業務及び個人に関する情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。又その職を退いた後も同様とする。
- (3) 暴力団等、反社会的勢力について、大宜味村暴力団排除条例に基づきながら、村民の安全かつ平穏な生活の確保を念頭に集落支援員活動に努めること。